

日本における法律等によるハンセン病の歴史

西暦	名称	内容
1873年 (明治6年)	らい菌を発見	ノルウェーのハンセン医師により発見された。 → 後の『ハンセン病』は、発見者の名前からとっている。
1907年 (明治40年)	らい 「癩予防ニ関スル件」 制定	「癩予防ニ関スル件」を作り直した法律。この法律の制定によって隔離の対象となる患者の範囲が広がり、日本中の全てのハンセン病患者を療養所に隔離できるようになる。 → 全国に国立療養所を配置。強制隔離によるハンセン病絶滅政策が広まった。
1929年 (昭和4年)	無らい県運動	各県が競ってハンセン病患者を見つけ出し、強制的に入所させるという運動が全国的に進められた。
1931年 (昭和6年)	らい 「癩予防法」 制定	強制隔離によるハンセン病絶滅政策をとる法律。 → 全国に国立療養所を配置し、全ての患者を入所させる体制を作った。
1943年 (昭和18年)	プロミンの治療効果の発表	アメリカでプロミンの治療効果が発表される。
1948年 (昭和23年)	「優生保護法」 制定	法制定以前より、療養所では結婚する際に優生手術等が行われてはいたが、本法制定により、対象者としてハンセン病患者が明文化された。
1951年 (昭和26年)	全国国立らい療養所 患者協議会（全患協）設立	法の改正を政府に要求。
1953年 (昭和28年)	「らい予防法」 制定 (既法律改正)	患者たちの猛反対を押し切ったの制定。 この法律の存在が世間のハンセン病に対する偏見や差別をより一層助長したといわれている。
1996年 (平成8年)	「らい予防法」 廃止	ようやく隔離政策に終止符が打たれた。 入所者は既に皆高齢となっており、後遺症による重い身体障害を抱えている方も多く、廃止後もいまだに社会における偏見・差別が残っている。
1998年 (平成10年)	「らい予防法」違憲国家 賠償請求訴訟（提起）	熊本地裁に、星塚敬愛園、菊池恵楓園の入所者ら13名による提起。
2001年 (平成13年)	「らい予防法」違憲国家 賠償請求訴訟（判決）	熊本地裁は、原告勝訴の判決。 政府として控訴をしないことを決定し、内閣総理大臣談話発表。
	「ハンセン病療養所入所者 に対する補償金の支給等 に関する法律」施行	厚生労働大臣、副大臣が各療養所を訪問し謝罪。
2002年 (平成14年)	謝罪広告掲載	全国50の新聞紙上に厚生労働大臣名で謝罪広告を掲載。
2005年 (平成17年)	「ハンセン病問題に関する 検証会議」報告書（提出）	隔離政策が長く続いた原因や人権侵害の実態などが、科学的・歴史的に検証され、再発防止の提言がまとめられた。
2008年 (平成20年)	「ハンセン病問題の解決の 促進に関する法律」成立	ハンセン病問題については、今なお解決すべき問題が多く残されている。 とりわけ、社会に根強く残る偏見や差別の解消、ハンセン病の元患者が、地域社会から孤立することなく、安心して平穏に暮らすことのできる基盤整備は大きな問題である。 こうした問題の解決を促進するため、元患者等による議員立法制定の努力が重ねられ、本法が平成21年4月より施行された。
2019年 (令和元年)	「ハンセン病元患者家族に 対する補償金の支給等 に関する法律」施行	ハンセン病元患者の家族に対する補償金支給制度が創設された。
	「ハンセン病問題の解決の 促進に関する法律の一部を 改正する法律」施行	ハンセン病元患者だけでなくその家族も、名誉回復等の対象に追加された。